

令和2年度第3回 静岡市障害者自立支援協議会会議録

- 第1 日 時 令和2年11月2日(月) 午後2時～午後4時
- 第2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 新館17階 171・172会議室
- 第3 出席者
- (委員) 渡邊英勝委員(会長)、劉瑛哲委員(副会長)、飯塚友紀委員、川島絵里子委員、遠藤智一委員、浅野一恵委員、小久江寛委員、池田隆寿委員、岡庭隆門委員、本杉和美委員、市川靖剛委員、中村章次委員、伊藤新委員、北島啓詞委員
- (事務局) 増田保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長、戸塚障害福祉企画課長、瀧障害福祉企画課長補佐、宇佐美障害福祉企画課企画管理係長、安倍障害福祉企画課主任主事、都田障害福祉企画課主任主事、望月障害者支援推進課長、加納障害者支援推進課参事兼課長補佐、福本障害者支援推進課在宅支援係長、中里障害者支援推進課副主幹
- (相談支援事業所) 竹田地域リハビリテーション推進センター所長、羽根田保健衛生医療部長、松田精神保健福祉課長、前林精神保健福祉課企画係長、山田精神保健福祉課主査、荒田こころの健康センター事務長、吉永葵福祉事務所障害者支援課長、蝦名駿河福祉事務所障害者支援課長、萩原清水福祉事務所障害者支援課長、
- 静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、アグネス静岡、ひまわり事業団ピアサポート、静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、静岡市支援センターみらい、清水障害者サポートセンターそら、障害者相談支援センターわだつみ、はーとぼる、百花園宮前ロッヂ
- 第4 欠席者 (委員) 勝又貴美委員
- 第5 傍聴者 一般傍聴者 1名
報道機関 0社
- 第6 次 第
- 1 開 会
 - 2 退任、新任委員紹介
 - 3 議 題
- 次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」(障がい福祉計画、障がい児福祉計画部分)策定について
- ①骨子案について
 - ②成果目標の考え方について

- ③個別施策について
- ④パブリックコメントの実施について
- 3 その他
- 4 閉 会

第7 会議内容

次第1 開 会

次第3 議 題

次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」(障がい福祉計画、障がい児福祉計画部分)
策定について

①骨子案について(資料1)

【事務局 障害福祉企画課 宇佐美係長から説明】

(渡邊会長)

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(小久江委員)

年表のところ、平成28年に差別解消法が制定されているのですけれども、今回の計画の中に、差別解消協議会のこと等がいろいろ載っているのです、4ページの部分に差別解消法の注釈でもいいので入れていただければと思います。福祉サービスの全てに関係するところもあるので、入れられないのかなと感じているところです。

(渡邊会長)

年表のところに差別解消法のことを参考程度でもいいから入れてくださいということですね。

(小久江委員)

そうです。年度の計画なので、30年度以降なので終わらないとは思いますが、どこかに注釈か何かでも入れておいてもらえないかという話です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。可能であれば、注釈を入れた方がいいというご意見ですね。ほかにはいかがですか。

(池田委員)

資料1、骨子案12ページのⅦ、その他計画全体に関することについてお願いという形のことになります。丸ぼつ五つの内、二つが検討項目となっております。文字にルビの追記や、ヘルプカードの書式というところになるかと思っておりますけれども、施策推進協議会さんの方から誰が読んでもわかりやすいものというご意見がございました。どちらの方も検討課題は是非、追記掲載をお願いしたいと考えています。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(中村委員)

今年は年始めからコロナ禍という中で、さまざまな活動が自粛を余儀なくされてきました。もちろん行政の皆様も、そして委員の皆様も、大変なご苦勞をなさったかと思えます。その中で、次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」ということで、策定に大変ご苦勞なさっていると思えます。非常にコミュニケーションが取りにくいような状況となっている中で、十分な論議ができたかどうかというのが少し疑問に思っているところがあります。これまでも各団体のヒアリング等もやられてきましたが、時間が残り少ないということもあって、今後どうしていくかということを十分考慮した形で進めていっていただきたいです。特に、すでにパブリックコメントも出しているということですから、ほぼこれが出てくると全体の約90パーセント近くが確定してくるような状況になるかと思えますので、最後の詰めをしっかりと私たちも考えていきたいし、皆さんも是非考えていくことが必要かなという、私の意見であります。よろしくお願ひします。

(渡邊会長)

ありがとうございます。それでは、いただいたご意見も踏まえて事務局にて骨子案の修正について検討していくということによろしいでしょうか。

(異議なしであることを確認)

(渡邊会長)

今回いただいたご意見と懇話会、施策推進協議会、パブリックコメントでの意見も踏まえて計画の最終的な案が出来上がってくる形になります。最終的な案については第4回協議会で検討する形になるかと思えますので、事務局の方で準備をお願いします。

②成果目標の考え方について(資料2)

【事務局 障害福祉企画課 安倍主任主事から説明】

(渡邊会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

(岡庭委員)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの成果目標の4、問い合わせていただきまして、市単独では目標数値を出す必要はないけれども、数値目標及び市独自の数値を管理していくということで、非常に積極的に評価していただいているところでございます。慢性疾患ですので、出すばかりではなく、出た後しっかり医療、福祉、介護と連携した形でどう支えるかということが非常に重要なところだと思いますし、実は県全体の平均の数字は、日本のワーストなのですよ。圏域によってかなり精神医療の状況の違う中であって、静岡市が頑張っているんだということが悪い比較ではなくて、独自のシステムで評価されるという形となることでいい面もありますし、参考資料にもありますが注意して見ていくことが非常に重要であると思えます。意見と感想でした。お願いします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

(浅野委員)

6ページの、事務局から説明がありましたように、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の事業所を各区ごとへの記載をぜひお願いしたいです。やはり、各区の一つは必ずほしいというご意見が非常に大きいので、そこに対してしっかりと目標を持っていただきたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。本杉委員お願いします。

(本杉委員)

成果目標5についてです。私、懇話会にも出席をさせていただきまして、その中で出た意見なので、もう事務局にも届いているかと思えますけれども、再度お伝えさせていただきたいと思います。児童発達支援センターや放課後等デイサービスの事業所さんですけれども、医療的ケアを必要とするお子さんの受け入れについて、可能なところばかりではないので、この目標値のところに医療的ケアのお子さんを受け入れていただける数が何か所であるかというところを明記していただきたいという意見が、懇話会の中で出ましたのでお願いいたします。本校につきましても、通学している児童生徒150名ほどのうち、医療的ケアを必要としているお子さんが、今年度は36人いらっしゃいます。そうすると、やはり利用したいと思っても、施設を利用できないという保護者の意見もありますので、その辺りをお願いできればと思います。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(市川委員)

4の福祉施設から一般就労への移行に関わる成果目標の考え方というところですが、一般就労ではないのですけれども、A型、B型事業所さんから就労移行に移行したという、予備軍のような数値を、どこかに参考までに載せていただくことはできないでしょうか。

(渡邊会長)

これは質問ですね。いかがでしょうか。

(安倍主任主事)

現状、B型事業所をお辞めになられて、その後に就労移行支援事業所を利用された数というのは、例えば、国保連のデータや支給決定上のデータから算出することができかねる数値となっておりますので、今回反映させることは、なかなか難しいところでございます。

(市川委員)

ありがとうございます。なぜ、私がそのような質問をしたかという、今、来年度の障害福祉の処遇改善の検討をされている中で、一般就労のところで就労移行に関わらずA型、B型も増やしていこうというような話が出ていると聞いており、A型、B型の利用者がずっと増えてしまうというもおかしな考え方であり、一般就労のできる見込みのある方は、就労移行への移行が必要ではないかなということを思い、質問をさせていただきました。ありがとうございます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。それでは、いただいたご意見を踏まえまして事務局にて検討を行っていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしであることを確認)

(渡邊会長)

それでは、事務局の方で検討をお願いします。

③個別施策について(資料3)

【大分野1、2について 事務局 障害福祉企画課 宇佐美係長から説明】

(渡邊会長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(飯塚委員)

今、個別の目標等のご説明がございました。私から、委託相談のケース会議等で最近のことを踏まえてお話をさせていただくと、市外の児童施設に入所されている重度の方で、年齢とともに静岡市へ帰ってくるといったときに、受け皿がないということが問題になっています。施設入所支援がどこも満床でというお話があったのですが、これから共同生活援助と日中支援型グループホームが新規にオープンしていくので、それらをどのように活用していくかということと、施設入所支援に入所申し込みをしている待機者、当法人の入所施設でいうと80名くらいの待機者がいるので、そういった方々をどういうふうにサービスへ繋げていくのかを考える必要があります。短期入所の練習をしながら施設入所に繋げていくということも、やはり、各入所施設の方々はそういう現状を知らないというところが見えますので、個別の目標ももちろん大事なのですが、それをどう連携させて繋げていくかというところも是非考えていただいて、よりよい提供ができるようにと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(遠藤委員)

私が話す時は、大体、計画相談の人が足りないのをお願いしますという話になるのですが、資料の25、26ページで、計画相談の相談支援専門員の目標値等を出していただいて、この数値どおりになるとすごく嬉しいなと思いつつ見させていただいた中で、具体的に何かしらのプランというか、どうするとこうなるというところをお示しいただきたいです。あと、事業所としてどういったことをすればこうなるのか、もしご協力できることがあれば、こういうことに関わるとこういうふうに人員の増加に繋がるサポートが入りますというようなものがあれば、是非教えていただきたいというのが一つあります。あと、全体の目標値策定のところでいつも思うのですが、基本は令和元年度の実績を基に推計で出されていると思うのですが、これが出た後いつも思うのが国の三年毎の法改正、報酬の改定、これと同時に終わって、令和元年度、今回でいうとこの推計で三年後まで出していただいていると思うのですが、そこで国の考え方が変わったり、制度が変わったりして肩透かしを食らうということです。「え、こう思っていたのに、そもそも違うね。」と次の三年間を過ごす

ことがよくあって、そういうことをなんとか途中で修正をしていただいて、もちろんこれは大本の基本の計画としてなくてはならないものだと思うのですが、国が政策を何か変えたとか、報酬の考え方を変えたとか、大きな変化があった時には、これを基にして、実際に毎年度どういった形で進めていくのかということ、市内の計画として修正案みたいなものを作っていただいて、毎年度ごとに実績を確認しながら、振り返りながらやっていけたら、もっとこういった数字もより実効性のある物になるかなというふうに思っています。更新の時期が重なっているということで非常に難しいとは思いますが、そういった形で考えていただけると、より私たちもやりやすくなるし、市としてもしっかりとした目標値があって、皆が達成感をもって進めていくのに有効ではないかと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。前半のご質問と後半の意見ですね。意見の方は、国の動きに合わせて、計画を柔軟に見直せるような仕組みにしてくれということでしたね。ご質問に対してのご回答をお願いいたします。

(中里副主幹)

一点目が、目標を達成するための取り組みということでよろしかったでしょうか。遠藤委員のご指摘のとおり、具体策が大事で、絵に描いた餅では意味がないことだと思うのですが、率直に申し上げて、ここへ記載の通り、自立支援協議会の相談支援部会を中心に、関係機関が知恵を出し合って対応策について協議するというので、部会に丸投げするわけではなく、障害者支援推進課、障害福祉企画課、事業所の皆様も一緒になって知恵を出していただきたいということでございます。特に、新型コロナがございまして、新しい予算取りというのがなかなか難しいのが現状ですので、例えば、お金を掛けなくても相談員を増やせる工夫がないとか、いろいろな観点から一緒に考えていただければと思います。私自身が事業所の指定を担当しております。普段から、東京や名古屋からも色々な事業所の方がいらっしやって相談に乗っている中で、微々たるものですが、計画相談も不足しているのでやってみませんかという声掛けはしてまして、今、計画相談を作りたいと言っている事業者さんが5事業者さんくらいいます。それがすぐに全部実現するかはわからないですが、相談員の研修会に参加されたり、一步一步着実に進んでいるので、計画を見ていてまどろっこしく感じるとは思うのですが、一緒に希望の光を見て前に進んでいただけたらと思います。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。よろしいですか。ほかにはございませんか。

(浅野委員)

先ほどもありましたように、施設入所支援というのは、国の方針もありまして減らざるを得ないというのはあるのかもしれませんが、やはり地域による特性もあると思いますし、グループホームとか、そういうことが上手くいかないのであれば、市によっては、この数字をそのまま差し置くようにしているところもありますので、そういうこともやはり考えていただきたいです。実際問題、県外に出ている方が戻る所がないという問題があり、そこが解決しないのであれば、やはりこの数字を見直すということも必要かと思えます。

もう一つは、この数字であればやはり高齢化して重度化している障害児が、結局施設に入

れないということになると思います。そうすると、在宅で頑張っていたかなければいけませんよね。そうなった場合、重度訪問介護や同行援護、行動援護の部分を数字的にもっと増やさなければいけないと思うのですよね。ただ、方針を見ますと、まったく数字が増えてなくて、横浜を見ますと、横浜は12人減らすという目標を立てていますが、重度訪問を150人増やします、25,000時間増やしますという計画を立てています。そうすると、方向性が見えると思うのですが、これだと市が「在宅で頑張れよ。在宅でだけ頑張るよ。」と言っているようにしか見えないような気がしています。やはり、方向性が見えるような数字にしていきたいかなと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。

(小久江委員)

今の重度訪問介護に関連してなのですけれども、現状の分析と課題のところの、年に2、3人はどんな方を想定されているのか聞きたいのと、もう一つ、全然違うのですけれども、自立生活援助は精神以外の方でも使えるのか、ということをまずはお聞きしたいです。

(渡邊会長)

ご質問にご回答をお願いいたします。

(加納参事兼課長補佐)

ご質問がありました利用者数について年々利用が増加しているのはどのような方を想定しているのかというご質問ですけれども、これは本当に実績の数字をこちらの方にお示しているような状況ですので、そういった回答でよろしいでしょうか。

(小久江委員)

重度訪問介護のことについては、浅野委員が言っていたことに近いのですけれども、私どもからすると、主に重度訪問介護をメインでやっている事業所で、1か月に大体、4,900時間とか5,000時間を少し超えるくらいの提供をしているのですけれども、この時間数を見ると、大体4割くらいがうちの事業所でやっているということになるので、先ほど先生がおっしゃった、もしかしたら本当に重度で使いたいという人がどれくらいいるのか、というところを少し掘り下げる必要があるのかなというふうに感じているところです。というのは、実は重度訪問介護の事業所は、たくさん事業所登録はされているのですけれども、経営上とか、どうしても派遣をするにあたって長時間になってしまうということで無理な事業所が多くて、受けてくれないというところが現状だと思っていて、計画相談の方もそれで困っていらっしやいます。そういうところの現状をしっかりと見ないと、重度訪問介護を増やすというときに大きな課題にぶつかるというところがあるのかなと思っています。やはり医療的ケアがあって、ご家族と一緒に24時間暮らしたいという人はこれだけではないなという感じは受けていますので、その辺は根拠性を持った数字を少し出していただくと有り難いなと感じております。あと、自立生活援助は精神の方以外は利用できますか。

(中里副主幹)

利用できます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

(北島委員)

資料3-1の11、成年後見制度法人後見支援事業という事業名称がございまして、目標達成のための取組ということで、市民後見人候補者に対して市社会福祉協議会における法人後見支援員としての活動の場を提供します、ということで記載をさせていただいているのですが、法人後見につきましても、社会福祉協議会が自主事業という形で行っているものというふうに私どもは理解しています。その中で、例えばリーガルサポートであるとか、一般の司法書士法人、弁護士法人が、場合によっては法人後見という形でそれぞれの事業所が、事業所として後見を受けている場合もあるかと思っておりますので、ここに事業の名称として一般的な法人後見支援事業という形で記載をした場合に、若干、見た側に、「じゃあ、うちの法人後見も支援をしてもらえるのですか。」というような誤解などを生むことではないかなと感じたものですから、内容としましては、確かに私どもが市の方から委託を受けまして、市民後見人の養成事業に取り組んでおりまして、その修了した方々を市民後見人として選任していただくために私ども法人の法人後見支援員という形で実務経験を積んでいただいているところですが、名称を今一度検討いただける時間があるのであれば、ここは変えていただいた方が誤解を生まなくていいかと思っておりますので、意見として言わせていただきます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(川島委員)

先ほど遠藤委員も触れていただいた25、26ページの部分ですが、今回は相談支援事業所の数ではなくて、専門員の数というところで記載していただいている点についての質問になるのですが、事業所の中で事業所番号を二つ取って、計画相談支援と障害者相談支援、両方やっている場合、職員は両方を担当しているというところもありますので、その辺り両方被って数のカウントされているのか、0.5ずつでカウントしているのかというところを教えてくださいたいのが一点。あと、目標値ということで、だんだんに担当する利用者数を調整していけるような形にはなっているのですが、やはり現状は数をこなすことで、なんとか経営が成り立っているという場合もありまして、収入が減るところに繋がると、今度は事業所が運営していくのになかなか難しくなるという現状もあるので、そういったところでは相談支援部会を中心にはありますが、先ほどもありましたように、全体で行政にも入っていただいて、単価などの検討もしていかなければいけないかなという思いがあります。以上です。

(渡邊会長)

ご質問の、カウントの数字をいくつにしているのか、ご回答をお願いいたします。

(中里副主幹)

相談支援専門員が、計画相談支援と障害児相談支援の両方を担当している場合は、0.5人ずつではなく、それぞれの事業で1人ずつとしてカウントしています。以上です。

(渡邊会長)

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

(市川委員)

先ほど遠藤委員が質問されたときに、回答の中でお金を出さなくてもできるようなシステムが必要とのお話があったものですから、こちらは人数を増やしても予算を確保するという

ような、後ろ盾のようなものはないと考えて検討するということでしょうか。

(渡邊会長)

質問ですね。ご回答をお願いいたします。

(中里副主幹)

ご質問は、人数を増やしても、お金の手当てがあるかないか、ということによろしかったですか。

(市川委員)

人数が増えると、手当てがあるかどうかですね。

(中里副主幹)

通常にサービス利用計画を策定されれば、基準どおりの加算とかを踏まえた上での報酬は、国保連経由で支払われるのですよね。市川委員がご質問されているのは、それに加えて市単独で上乘せ補助のようなものがあるかというご質問でしょうか。

(市川委員)

単独補助ではなくて、増えた場合には、先ほどお金を出さなくてもできる方法があるというような話をされていたので、増やしても予算を付けるというのはお考えではないのかなと思ったものですから、確認の質問をさせていただきました。

(中里副主幹)

相談員さんの人数が増えてプランを作れば、給付費はしっかり入ってきます。私がお金を掛けないやり方を考えてみてはと言ったのは、例えば、相談支援専門員さんを増やすために、インセンティブとして、市で単独のお金を払います、補助をします、といったやり方も選択肢の中にはあると思うのですけれども、コロナの影響で市の財源にも限りがあるものですから、例年以上に新規事業の採択というのは難しいという認識になります。そこで、相談員を増やすためのインセンティブとして、市単独での補助事業はなかなか難しいと思っています。そうすると、現実的には、何かしらお金の掛からない知恵でもって相談員を増やして、相談員さんが増えた暁にはプランを策定すれば、きちんと報酬が入るというのは当然のことですので、そこは間違えないでいただければと思います。以上です。

(市川委員)

ありがとうございました。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

(中村委員)

障がい理由とした差別解消に関する法律というものが、2013年に成立して2016年に施行されたわけですけれども、その後静岡市では自立支援協議会や施策推進協議会にてその設置に対しての要望、あるいは、意見等は出ているかと思いますが、その後なかなか進んでいないのが現状です。この計画を見ても、ようやく令和5年に設置、2年後と書いてあるのですが、本腰を入れる気があるのか、ないのかが疑問かなと思っています。いかがでしょうか。

(宇佐美係長)

差別解消支援地域協議会の設置・運営についてということによろしいでしょうか。資料3-3、4ページをお願いいたします。差別の解消については、市の事業ということで意見を載せさせていただいています。委員のご指摘のとおり、差別解消支援地域協議会につきまし

では、運営がうまくいっていないような状況でございます。ですので、今度の新しい計画の中で、在るべき姿の検討を行っていくことを目指しまして、令和5年度には、その在るべき姿に則った運営がされているということを目指して検討してまいります。

(渡邊会長)

よろしいですか。ありがとうございます。ご質問がなければ次に移りたいと思います。

【大分野3～5について 事務局 障害福祉企画課 安倍主任主事から説明】

(渡邊会長)

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

(飯塚委員)

61ページの放課後等デイサービスですが、定員、今第5期の利用者数と事業所数で割ると、大体1事業所13.3名、令和5年度でいうと14.3名ということで、放デイがすごく多くなっているなど特定相談において気付きます。これだけの数が本当に必要なのかというところと、特徴を持たせることとそこの周知、それとこれから人口が減っていく中で福祉人材の確保というところで、先ほども重度訪問のヘルパーをほしいというところと、放デイが増えているというところの、全体的な福祉人材をどのように事業の人数として充てていくのか、というところも、将来的にはすごく重要な部分になるのかなと思っておりまして、少し考えていかなければいけないなと思っています。以上です。

(渡邊会長)

ご意見ですね。ありがとうございます。それではいただいたご意見を踏まえて事務局にて検討をしていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしであることと確認)

(渡邊会長)

それでは事務局の方で検討していただきますよう、お願いします。

【大分野6～8について 事務局 障害福祉企画課 宇佐美係長から説明】

(渡邊会長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(池田委員)

私からは、資料3-1、71、72ページ、継続支援A型、B型に対しての、中段から下段にかけての、目標達成のための計画実施期間中における取組について、A型、B型共通としてお聞きいただきたいと思いますが、取組と指標というところになるのですけれども、成果指標として一般就労する人数ということが指標に載っています。レイアウトの形というものもあるかと思うのですけれども、目標達成のためとか計画実施期間中における取組という

ところに、一般就労に向けてというような内容を太字にするとか、情報を増やすとかして、より実際にされているサービス事業所の方が、明確に指標として分かる内容にさせていただきたい、強調させていただきたいということで、検討していただければと思います。と言いますのは、資料2-1で、今回、福祉施設から一般就労への移行、成果目標4になりますけれども、A型、B型に関しては、完全に新規の国の基準として増加の方向として目標値が、一般就労する人数というのは、新規として加わっていると拝見しています。もともとは、第5期までは、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数ということから、第6期からは、就労移行A型、B型というサービス毎の一般就労する人数が目標値に設定されているわけです。どういう趣旨で設定されるかについては、私も詳細は未確認ですが、読み取れますのは、一般就労への移行が重視されているという点であると思われれます。福祉的就労ではなく、福祉サービスから納税者への移行が、計画として示されているものであるというふうに捉えて読み込みをさせていただいています。もちろん、現状のA型、あるいは、B型でも、A型であれば給料の更なる向上、作業内容の更なる向上と同時に、一般就労を熱心にされている事業所さんもあります。B型においても、工賃の向上だけではなく、一般就労に向けての支援をされている事業所があるのも承知させていただいております。ただ一方で、一般就労への支援をされていない、あるいは、そもそもの認識がない。これは利用者さんもそうですが、事業所としても、実際にそういったところがあるというのは、福祉に関わっている方であれば、承知している内容であるというふうにも思っております。これは国の指針として新規の項目として入る内容になっていますので、三年かけてということではなく、初年度からどれだけ具体的に、どれだけ対策としてということになるかと思っております。話が戻りますけれども、71、72ページ、連絡会といったものになりますけれども、成果指標については、一般就労を数に出す、一般就労に向けての成果指標の達成に向けてということの強調をお願いしたいと思っております。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

(飯塚委員)

先ほどは説明の前に意見を申し上げてしまって申し訳ありませんでした。79ページの日中一時支援事業になります。利用者数の記載となっておりますが、実施箇所数も特定相談をやらせていたりするとほしい情報があったり、これからニーズに向けて事業所数を増やすのかという検討にもなると思うので、箇所数を入れていただくと有り難いです。あと、取組の中で、利用開始時間について少し緩和されるということで、こちらの方、日中対応事業所と日中一時支援事業所でわりと区別をしっかりとしていたところなのですが、その終了後に変更するというのは、とてもサービスに繋がりがやすく、利用しやすい状況になりますので、実施される見込みのときには、是非、日中一時支援事業所へのアナウンスを明確にお願いできればと思います。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保についてということで、職業安定所から来ていただきました伊藤委員、何かご意見ありますでしょうか。

(伊藤委員)

69ページの就労移行支援のところですがけれども、利用者数、累計利用日数、事業所数とあ

るのですけれども、差が出るので難しいのかもしれないけれども、定員数も入れていただいて、その中で就職率、利用率があったらいいかなと思います。以上になります。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

(市川委員)

資料3-3、新規事業の104で、就フェスの開催事業を載せていただいてありがとうございます。私からは、去年の就フェスの案内とかを見ると、説明会ではなくて、企業からも障がいのある方の一般就労を増やすための意見をいただいたと聞いているので、説明会ではなくて、相互からの意見交換というような文言を少し考えていただければと思いました。以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。文言を考えていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

(中村委員)

私は、障がいを持つ子供の親なのですけれども、障がいを持っている人、親もそうですが、就労するということ、あるいは、就労した先で定着していくことが、非常に大切なことだなと思っています。一般就労をさらに促進するために、市役所関係のデータが出ておりますけれども、是非、先頭に立って頑張っていっていただきたいと思います。そういう中で、年度ごとに見ますと、2.65を目指すことになるわけなのですが、3年間ほとんどパーセンテージが変わらないということは、あまり一般就労者数が増えないということで懸念があります。障がいを持つ人の多くは、環境や仕事の内容、あるいは、対人関係に慣れるのに非常に時間がかかる場所があるのですね。静岡市の雇用期間として、5年経ったら一度見直して再度試験を受けていただいて、再雇用という形を取っておりますが、障がいを持っている人、特に知的障害、発達障害を持っている人には馴染まないところがあるかなと思っています。雇用期間の改善を考えていただきたいということと、知的障害、あるいは、発達障害の人が働ける場所や仕事の内容を是非、見つけ出していくことを進めていただきたいです。一般企業でもそういうことを、一生懸命頑張っています。そこら辺をもう少し研究していただきたいと思っています。あと、この中に、同一労働と同一賃金の達成というのが入っていますけれども、同一労働という点をどう見るかというのは非常に難しいものがあって、私たち障がいを持っている親や当事者から見ると、それぞれの能力や障がいの程度に応じたさまざまな合理的な配慮の下に働ける場所を作ってもらえることが大切かなと思っています。本人たちが自立した生活や暮らしができるような賃金の体制をしっかりと組んでいただき、もちろん、最低賃金は保証することはあるかもしれないけれども、それ以上のことを是非、考えていっていただきたいということが要望です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。

④パブリックコメントの実施について（資料4）

【事務局 障害福祉企画課 安倍主任主事から説明】

(渡邊会長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。より多くの方に意見をいただくための案について、劉委員何かございますか。

(劉委員)

私が見落としただけかもしれませんが、これまでの効果測定ということがありました、以前のパブリックコメントの数字がどれくらいになっていたのかというのは、どこかに書いてありますか。

(安倍主任主事)

3年前に実施した計画のパブリックコメントの件数ですけれども、69件になっておりまして、前回の件数を今回は大幅に上回るような意見募集ができたかと考えておりますので、是非、委員の皆様にもご協力を賜ればと思います。

(劉委員)

ありがとうございます。やはり、パブリックコメントというくらいですので、社会全体から広く意見をいただければと思うので、打診の仕方が、多くの人の目に留まる方法として、ここに書いてあるものだけで大丈夫なのかと思います。もう実施までの期間がないですが、興味がない人の目を引くのかどうなのかが、少し心配ではあるので、その辺りを実際に実施するまでにもう少し考えられたら良いと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(浅野委員)

レイアウトのことですが、18ページの成果目標の設定がここにあると、なんとなく読み物として読みにくいというか。基本理念があって基本目標があったら、福祉計画の全体像が見えていいのかなと思っています。すごく具体的過ぎてしまって、それよりも6、施策とか第4章の先に来ていて、その後これが良かった方がいいのではないかと思います。これは国が定めた基準だとは思いますが、全体像としてももう少し大きなものを市として目指しているよというのが、なんとなくわかりにくい気がするというのが意見です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。わかりやすくしていただければということですね。それではいただいたご意見を踏まえて事務局の方でより多くの方々に意見をいただくための案について検討していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしであることを確認)

(渡邊会長) それでは事務局で引き続き検討を進めていただきますようお願いいたします。

次第4 その他

(渡邊会長)

最後に全体を通じて委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

それでは、以上で本日予定しております内容は終了でございます。

次第5 閉 会